

花巻市

パートナーシップ・ファミリーシップ制度

ガイドブック

令和8年2月

花巻市

目 次

I はじめに

1 花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは	2
2 用語解説	3
3 アウティングについて	5

II 制度を利用するに当たって

4 制度を利用する方	6
5 手続きの流れ	7
6 届出（宣誓）に必要なもの	8
7 交付書類	10
8 その他の手続き	12
9 宣誓が無効となる場合	15
10 自治体間連携について	15
11 Q&A	16

III 利用できるサービス

12 利用できるサービス	23
--------------	----

IV 参考

13 各種相談窓口	27
14 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例	28
15 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例施行規則	31

I はじめに

花巻市では、令和6年3月に第3次花巻市男女共同参画基本計画（計画期間：令和6年度～令和13年度）を策定し、「だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」を実現するため、性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めています。

岩手県が令和3年2月に発行した「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」によると、日本においては人口の3～10%がLGBTであるとの調査結果が出ており、当市においても一定数、LGBTの方がいると認識しております。

国では令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を制定、施行しております。この法律は性的少数者の方々への理解を促進することが趣旨となっており、この法律により多様な性への理解が促進されることが期待されますが、同性婚について法律で認める内容とはなっておりません。

こうしたことを踏まえ、花巻市では制度を導入することにより、社会全体に多様な性に対する理解が進むことを期待するとともに、市などが提供するサービスについて可能な限り配偶者と同等の取扱いをすることで、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルなどが抱える生きづらさを少しでも解消することができればと考え、本制度を導入することとしました。

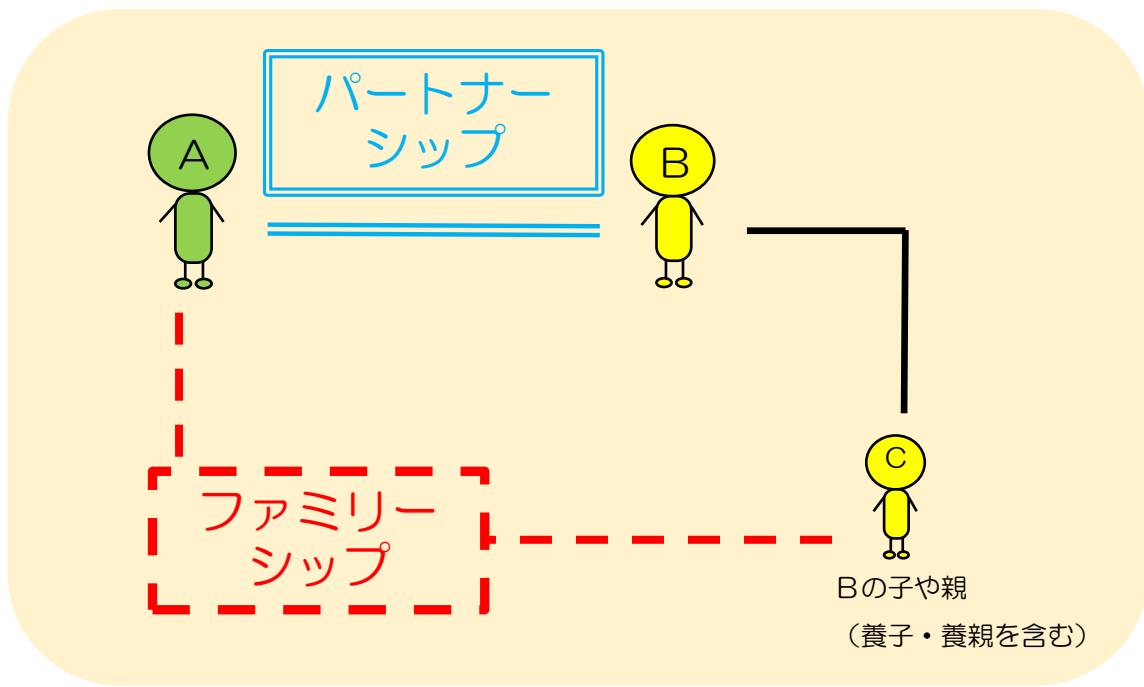
1 花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

花巻市では、「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例」を令和6年12月16日に制定し、令和7年4月1日から運用を開始しました。

花巻市パートナーシップ制度とは、現行の婚姻制度を利用できない2人が性別やジェンダー・アイデンティティ等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。花巻市においては、性的少数者のカップルのほか、異性間のいわゆる事実婚のカップルも利用することができます。

また、ファミリーシップ制度はパートナーシップの宣誓する方には子・親（養子・養親を含む）がいらっしゃる場合、子や親と家族として協力し合う関係であることを宣誓し、市がそれを証明する制度です。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていくよう、市が応援するものです。

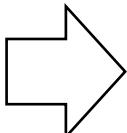


2 用語解説

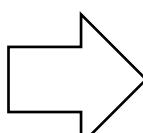
用語	意味
性的指向	恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向
ジェンダーアイデンティティ	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識。
性的マイノリティ	ジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる方または性的指向が異性に限らない方。
パートナーシップ	本制度を利用し、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係
ファミリーシップ	本制度を利用し、パートナーシップにある2人が、子または親と家族として協力し合う関係
LGBT (Q)	レズビアン (L) 、ゲイ (G) 、バイセクシュアル (B) 、トランスジェンダー (T) の頭文字を取った言葉で、性的マイノリティの総称として用いられることがある。 LGBT を含む性的少数者を広く表現する「クィア」と性的指向やジェンダーアイデンティティについて迷っている人・あえて決めていない人などをいう「クエスチョニング」の頭文字 Q を付けて LGBTQ と表記されることもある。

レズビアン	女性が好きな女性
ゲイ	男性が好きな男性
バイセクシュアル	同性も異性も好きな人
トランスジェンダー	心と体の性が異なる人
カミングアウト	公にしていなかったジェンダーアイデンティティや性的指向、戸籍上の性別等を本人が他者に伝えること。
アウティング	本人の同意なく、第三者にジェンダーアイデンティティや性的指向などを暴露すること。

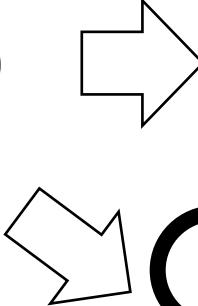
◎レズビアン（女性として女性が好き）



◎ゲイ（男性として男性が好き）



◎バイセクシュアル
(同性も異性もどちらも好きになる)



◎トランスジェンダー
(心と体の性が異なる人)



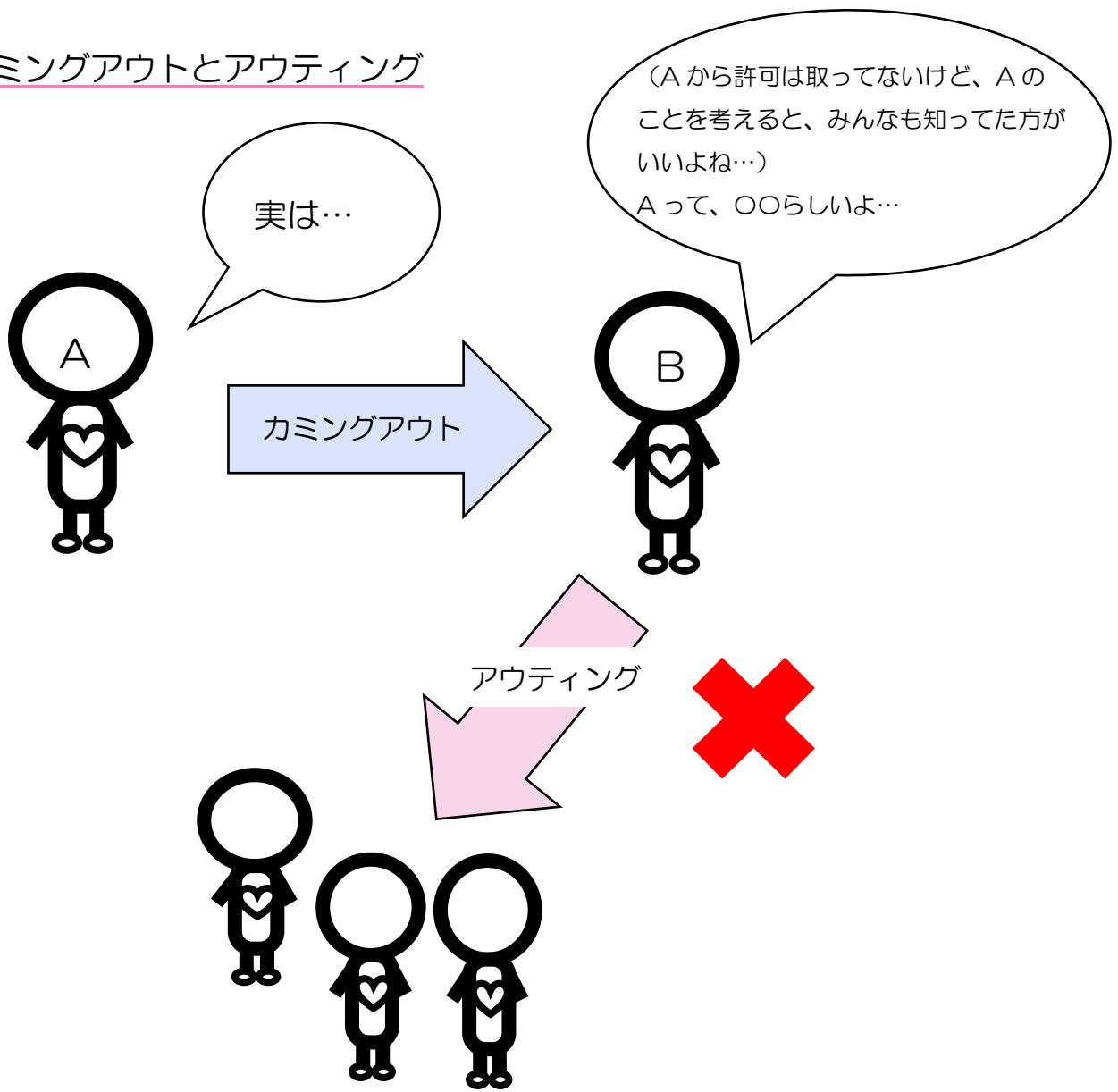
3 アウティングについて

個人のジェンダーアイデンティティや性的指向などについて、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウティング」といいます。アウティングは時に命に関わることのある重大な人権侵害に当たり、全国にはアウティングにより自ら命を絶たれた方もいます。

性的マイノリティの方などからカミングアウトされた場合でも、他の方に広めることを許されたわけではありません。また、本制度を利用し、パートナーシップの宣誓をした全ての方が、関係性が広まることを望んでいるとは限りません。

本人の同意なく第三者にアウティングすることは絶対にしてはいけません。

カミングアウトとアウティング



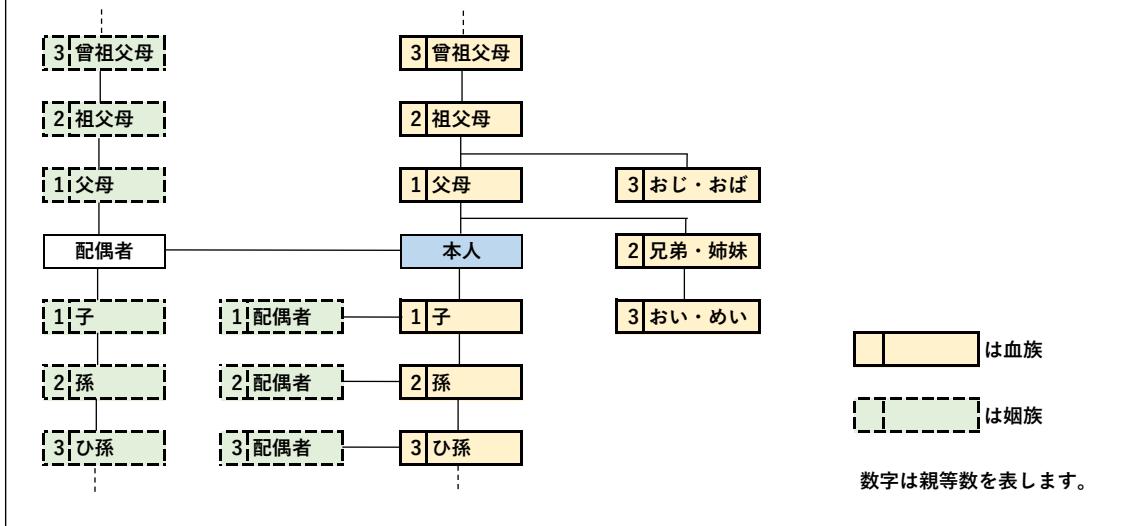
II 制度を利用するに当たって

4 制度を利用できる方

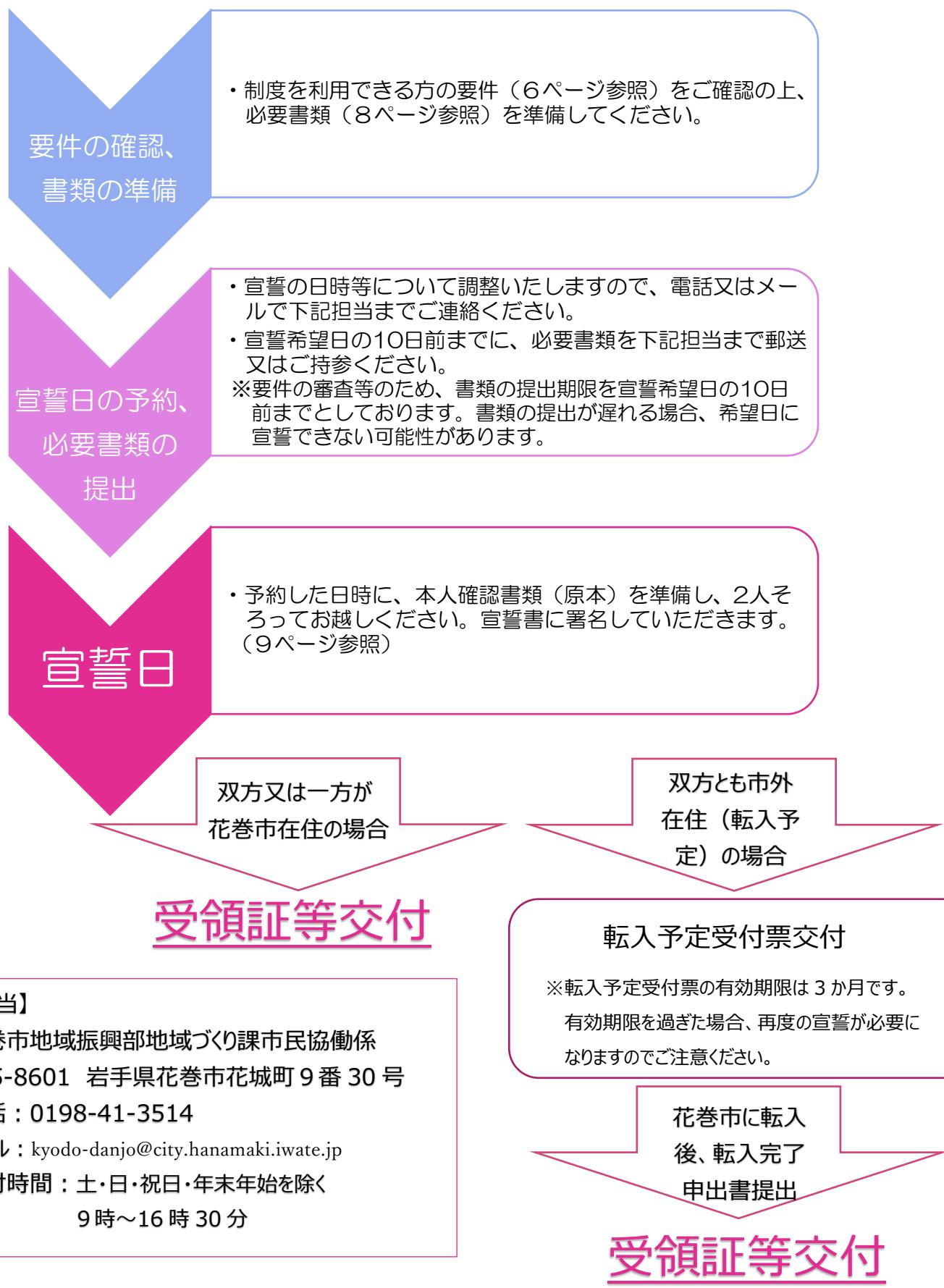
パートナーシップの宣誓をされる2人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係であること。
 - 成人（18歳以上）であること。
 - 少なくとも一方が市内に住所を有していること。
(宣誓した日から3か月以内に市内へ転入予定である場合を含みます。)
 - 配偶者がないこと。
 - 他の方とパートナーシップの関係ないこと。
 - 民法で定められている近親者でないこと。（下図の関係（続柄）の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。）
- ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の同意が得られていること。

パートナーシップの宣誓をすることができない近親者の範囲



5 手続きの流れ



6 届出（宣誓）に必要なもの

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に必要な書類等は以下のとおりです。

〔必要書類（事前提出時）〕

●パートナーシップの宣誓の場合

必要な書類等	備考
宣誓届	様式第1号
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none">・3か月以内に発行されたもの。・本籍、個人番号の記載は不要です。・同一世帯の場合は一通でかまいません。
(宣誓をされる2人が市外在住の場合のみ) 転入予定であることがわかる書類	<ul style="list-style-type: none">・転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 <p>※後日、転入後の住民票の写しの提出が必要です。</p>
戸籍抄本、戸籍謄本等、現に婚姻していないことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none">・ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象となる子・親を含めた戸籍謄本・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文
(通称を使用する方のみ) 日常的に通称を使用していることがわかるもの	例) 勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等

●ファミリーシップの宣誓の場合

パートナーシップの宣誓に必要な書類に加えて、下記の書類が必要になります。

必要な書類等	備考
戸籍抄本、戸籍謄本等	パートナーの戸籍に氏名が記載されており、関係性の確認ができる場合には提出不要
同意書 ※ファミリーシップの対象とする方から、制度の趣旨についてのご理解を得た上で宣誓をお願いいたします。	<p>様式第2号</p> <ul style="list-style-type: none">・ファミリーシップの対象となる子・親が自署した同意書 <p>※病気、障がい等により自署が困難な場合は、代筆でもかまいません。代筆をした場合、代筆した方の署名及び押印が必要になります。</p> <p>※対象となる子が15歳未満の場合は、同意書の添付は不要です。</p>

〔宣誓日（予約後、実際に来庁する日）〕

必要な書類等	備考
宣誓書	様式第3号（市で準備します。） ※宣誓者が病気、障がい等により自署が困難な場合は、代筆でもかまいませんが、宣誓日当日はパートナーの2人が同席する必要があります。代筆をした場合、代筆した方の署名及び押印が必要になります。
本人確認書類（原本）	官公署が発行した顔写真付きの身分証明（下図参照）

宣誓した2人が市外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備考
転入完了申出書	様式第7号
転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書	転入から14日以内に提出してください。
転入予定受付票（宣誓時に交付したもの）	転入予定受付票と引き換えに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証と受領証カードをお渡しします。
本人確認書類（原本）	官公署が発行した顔写真付きの身分証明（下図参照）

※転入予定受付票の有効期限は宣誓日から3か月です。3か月以内に転入が確認できない場合には、宣誓は無効となりますのでご注意ください。

（参考）本人確認書類の例

- ・下の表のAから1点、またはBから2点の提示をお願いします。
- ・有効期限があるものは期間内、いずれも原本に限ります。
- ・氏名と住所が最新の記載になっているものに限ります。

A	(顔写真付きのものに限ります。) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード
B	健康保険被保険者証、医療受給者証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、限度額適用認定証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給証明書、母子健康手帳、生徒手帳・学生証、社員証、資格確認書

7 交付書類

宣誓書を受領した後、以下の書類を市から交付します。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第4号】 A4サイズ

市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。パートナーシップの宣誓者それぞれに1枚ずつ交付します。

(表面)

様式第4号（第5条関係）		第 号
花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証		
氏名	氏名	
年 月 日生	年 月 日生	
宣誓日	年 月 日	
家族の氏名等		
氏名	生年月日	年 月 日
(宣誓日 年 月 日)		
氏名	生年月日	年 月 日
(宣誓日 年 月 日)		
花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例及び同条例施行規則に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。		
年 月 日	花巻市長	

(裏面)

この受領証の提示を受けられた方へ	
花巻市では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の権利の確立に關する法律（令和3年平成第33号）第3条及び第30条に基づき、多様な性を認め合う社会を実現することを目的に、導入制度を利用することが容認づけない者の生活上の困難及び生み出される問題を図り、もって当該者の人権及び多様な生き方を尊重する社会の実現に貢献することを目的に、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例を制定しております。	
この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（恋愛）として、日常生活において協力し、支えあうと宣言されたことを、花巻市として認定するものです。	
この宣言は法律上は権利・義務が発生するものではありませんが、権利を受けられた方は、本制度の実質を十分ご理解くださいますようお願いいたします。	
1 パートナーシップ・ファミリーシップとは 互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力・生活面・精神面等で相互に責任を持ち、彼此方に協力し合うことを約定したお二人の関係、又はお二人とその子や孫を家族としてともに暮らしていくことを約定した関係をいいます。	
2 プライバシーの保護について 個人の性別情報（恋愛感染者は性的指向の対象となる性別についての情報）やジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の実感又は强度に係る意識）について、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウティング」といい、特に命に關わることのある重大な人権侵害に当たります。 本元義延性のプライバシー保護について、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。	
連絡を使用している場合 以下に、戸籍に記載されている戸名（外国人等においては、旅券又は在留カードに記載されている戸名）を記載します。	
連絡 _____	連絡 _____
戸籍上の戸名 _____	戸籍上の戸名 _____

(様式集6、7ページ参照)

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード
【様式第5号】 2つ折りカードサイズ（縦55mm×横91mm）

市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する携帯用カードです。パートナーシップの宣誓者それぞれに1枚ずつ交付します。

(1ページ目)

様式第5号（第5条関係）

花巻市
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

(2ページ目)

様式第5号（第5条関係）
花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例及び同条例施行規則に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人 パートナー

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日 花巻市長

(3ページ目)

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）
本 人 パートナー

家族の氏名等
氏名 生年月日 年 月 日 (宣誓日 年 月 日)
氏名 生年月日 年 月 日 (宣誓日 年 月 日)

緊急連絡先（記載は自由です）
私本人が急病、事故等のトラブルに遭い、緊急の連絡が必要な場合は、下記へ連絡してください。

連絡先氏名 _____

連絡先 _____

(4ページ目)

この受領証カードの掲示を受けられた方へ
この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（配偶）として、日常生活において協力し、支えあうと宣誓されたことを、花巻市として証するものです。
この宣誓は法的な権利・義務が発生するものではありませんが、掲示を受けられた方は、本条例の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

プライバシーの保護について
個人の性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）やジンダー・アイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識）について、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウティング」といい、時に命に関わることのある重大な人権侵害に当たります。
本受領証掲示者のプライバシー保護について、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

（様式集8、9ページ参照）

8 その他の手続

各種手続きは原則としてパートナーシップの宣誓者の2人またはどちらか一方に限ります。（「ファミリーシップからの削除申立て手続」（13ページ参照）はファミリーシップの対象となっている15歳以上の子、親が手続きできます。）

●再交付手続(規則第6条関係)

宣誓書受領証、受領証カードをなくしたり、汚してしまったりした場合には、再交付を申請することができます。

事由	提出書類	備考
紛失	<ul style="list-style-type: none">再交付申請書 (様式第8号) <p>※本人確認書類の提示が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none">再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、見つかった受領証を速やかに返還してください。
毀損、汚損等		<ul style="list-style-type: none">毀損、汚損した受領証又は受領証カードを添付してください。引き換えに新しい受領証等を交付します。

新しい受領証等は、準備ができ次第、窓口で交付いたします。交付日当日も本人確認書類を持参してください。（1人での来庁で結構です。）

●記載事項の変更等手続(条例第13条、規則第10条関係)

宣誓書の記載内容に変更があったときは、届出事項変更届が必要です。

変更事項	提出書類	備考
住所	<ul style="list-style-type: none">記載事項変更届 (様式第12号)	<ul style="list-style-type: none">住民票の写し又は住民票記載事項証明書
氏名	<ul style="list-style-type: none">受領証、受領証カード (住所変更の場合は不要です。)	<ul style="list-style-type: none">戸籍抄本
通称（社会生活上日常的に使用しているもの）の使用、変更	<ul style="list-style-type: none">変更の事実が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">通称を使用していることが確認できる書類
ファミリーシップ対象者の死亡	<p>※本人確認書類の提示が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none">戸籍抄本や除籍謄本など死亡が確認できる書類

●パートナーシップ・ファミリーシップの解消手続 (条例第9条、規則第7条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をした方がパートナーシップ等を解消したい場合は、宣誓解消届が必要です。宣誓をした方のうち、1人の方の意思による解消も可能です。

事由	提出書類	備考
パートナーシップの解消	<ul style="list-style-type: none">・宣誓解消届 (様式第9号)・返還届 (様式第11号)	ファミリーシップの解消の場合は、該当者の氏名を削除した上で、宣誓者にお返しします。
ファミリーシップの解消	<ul style="list-style-type: none">・受領証、受領証カード	

●ファミリーシップからの削除申立て手続 (条例第10条、規則第8条関係)

ファミリーシップに含まれている15歳以上の子、親が、ファミリーシップから自分の氏名を削除したい場合は、申立書の提出が必要です。（15歳未満の子については、満15歳に達した時点で申立て可能です。）

事由	必要書類	備考
ファミリーシップからの削除申立て	<ul style="list-style-type: none">・申立書 (様式第10号)・宣誓者の2人に交付している受領証、受領証カード	該当の方の氏名を削除するため、宣誓者の2人に交付している受領証等が必要になります。 申立ての際に受領証等をお持ちになれない場合は、ご相談ください。

●受領証、受領証カードの返還手続 (条例第11条、規則第9条関係)

以下の事由に該当する場合は、返還届が必要です。

事由	必要書類	備考
パートナーシップを解消したとき	・返還届 (様式第11号)	受領証等が返還されない場合、返還されるまでの期間において、市ホームページで該当の交付番号を公表いたします。
宣誓者の一方が死亡したとき	・受領証、受領証カード	
宣誓者の双方が市外に転出したとき（転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合は除きます。）		受領証を紛失していて返還ができない場合は紛失届（様式第13号）を提出してください。
宣誓者が婚姻の届出を提出したとき		
虚偽等により受領証等の交付を受けたとき		
受領証等を不正に使用したとき		

※宣誓者双方が市外に転出する場合で、転出先の自治体が花巻市と自治体間連携を結んでいる場合には受領証の返還を省略し、転出先の自治体で継続申請をすることができます。詳しくは自治体間連携について（15ページ）をご覧ください。

●受領証の交付証明(条例第15条、規則第12条関係)

民間のサービスを受ける場合などで、受領証の交付を受けていることの証明が必要な場合は、受領証交付済証明願（様式第14号）を提出することにより、受領証交付済証明書（様式第15号）の交付を受けることができます。

※この証明書は宣誓日時点でパートナー関係にあったことを証明するもので、証明願の提出時点で関係性が継続していることを証明するものではありません。

9 宣誓が無効となる場合

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効としますので、受領証等の返還が必要となります。

- ・虚偽の宣誓など、不正な方法により受領証の交付を受けたとき。
- ・受領証等を不正に使用したとき。
- ・3か月以内に転入予定であった場合で、3か月以内に市内に転入していないとき。

※無効とした受領証等の交付番号は、受領証等が返還されるまでの期間、市ホームページ等で公表します。

10 自治体間連携について

花巻市では、パートナーシップの宣誓を行った方が市外に転出する場合、また、他自治体で宣誓を行った方が花巻市に転入する場合の手続きの負担を軽減するため、令和7年4月1日から岩手県内の自治体と連携する予定としております。

●自治体間連携により省略できる手続

自治体間連携を結んでいる自治体間で住所を異動する場合、転入先の自治体で継続申請をすることで、次の手続きを省略することができます。

【花巻市から転出する場合】

- ・花巻市への受領証等の返還

【花巻市に転入する場合】

- ・再度の宣誓手続
- ・戸籍抄本等、現に婚姻していないことを証明する書類の提出
→ただし、宣誓継続申告書（様式第16号）の提出が必要になります。

制度運用開始時（令和7年4月1日）の連携予定自治体

盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、矢巾町、平泉町、紫波町、八幡平市、遠野市、二戸市、奥州市

※連携自治体は変更となっている可能性があります。最新の連携状況については、地域づくり課までご確認ください。

※市町村によっては、同性間のみのパートナーシップ制度である場合やファミリーシップ制度を導入していない場合があります。あらかじめ転入先の市町村の要件をご確認ください。



市ホームページ

11 Q&A

Q1 花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とはどのようなものですか。

パートナーシップ制度は、現行の婚姻制度を利用できない（又は利用しない）2人が、性別などに関わらず、互いを人生のパートナーとして、一緒に生活している、またはそのことを約束した関係であることを宣誓し、自治体が証明する制度です。また、花巻市では、ファミリーシップ制度として、パートナーのお子さんや親御さんとの、家族としての関係性についても、併せて宣誓することができます。

※ファミリーシップの宣誓をする場合には、対象となる15歳以上の子、親の同意書が必要です。（15歳未満の子については同意書の添付は不要です。）

※宣誓書を受領した場合、市は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」等を交付します。

Q2 パートナーシップ制度は婚姻制度とどう違うのですか。

婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ制度は、市の条例に基づき2人の関係性を証明するもので、婚姻のような法的な権利・義務は発生しません。また、戸籍の記載が変わるものではありません。

Q3 なぜ制度を導入するのですか。

花巻市では、第3次花巻市男女共同参画基本計画において、「だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」の実現を目指しています。令和5年6月には、国において「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」成立し、施行されています。この法律は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とするものですが、同性婚を認める条文は含まれておらず、現状では検討も行われていないことから、同性婚を可能とする立法措置が見通せない状況にあります。そのような状況の中で、花巻市では制度を導入することにより、社会全体に多様な性に対する理解が進むことを期待するとともに、市などが提供するサービスについて可能な限り配偶者と同様の取扱いをすることで、現行の婚姻制度を利用できない方々が感じる生きづらさを少しでも解消できればと考え、本制度を導入することとしました。

Q4 対象は同性パートナーだけですか。

宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。例えば、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルや、異性間のいわゆる事実婚のカップルも対象となります。

Q5 交付された宣誓書受領証は、 公的な本人確認書類として使用できますか。

使用できません。この制度は、2人が互いにパートナーシップ関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、市が宣誓書を受領した事実を証するものです。

Q6 宣誓することによるメリットはなんですか。

自分たちの関係を市が認め、宣誓受領証の交付が受けられること、それによってこれまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がることなどがメリットとして挙げられます。宣誓することにより受けられる行政サービス等につきましては23ページをご覧ください。

Q7 子や親も対象とするファミリーシップ制度も導入するのはなぜですか。

婚姻のできない2人が、その関係性を説明し難いことによる困難は、2人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院での諸手続き、子の保育園送迎や通院介助等を、パートナーが行うことも考えられます。このような場面で、関係性の説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子・親の氏名を受領証等に記載できるようにしたものです。

Q8 外国籍の人も利用できますか。

外国籍の方も利用できます。大使館等が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。

Q10 パートナーと養子縁組をしていても宣誓できますか。

養子縁組をしている場合でも、宣誓は可能です。同性カップル等の方々の中には、婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる例がありますが、制度を導入している先例自治体の中には、こうしたカップルの方々を対象外とされている場合がありますが、花巻市では宣誓が可能です。

Q11 なりすましなど悪用される心配はありませんか。

住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、受領証等交付時には、宣誓する2人にお越しいただき、本人確認を行うことで、なりすまし等を防止します。万が一、虚偽の申請等の事実が判明した場合には、宣誓を無効とするほか、受領証等が返還されるまでの期間、無効となった交付番号をホームページ等で公開します。

Q12 宣誓することによって受けられるようになるサービスなどはどのようなものですか。

市で提供するパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をした方々が受けられるようになる行政サービスとしては、市営住宅への入居や母子健康手帳の交付などがあります。このほかにも家族として利用できる各種サービスについて、順次制度の見直しの検討を進めてまいります。

また、民間事業者の提供するサービスにおいては、岩手県のホームページで公開されておりますが、それぞれの事業者の判断に委ねられますので、各事業所にお問い合わせください。

今後、様々なサービスが広がるよう、市としても県などと協力して呼びかけを行ってまいります。また、利用できるサービスについては、巻末に掲載しておりますが、市ホームページ等で随時情報更新してまいります。

Q13 受領証・受領証カードに有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q14 同居していないとパートナーシップ制度を利用できませんか。

パートナーの少なくとも一方が市内に在住又は転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q15 ファミリーシップの要件はなんですか。

15歳以上の子、親については、本人から同意を得ていることが要件となります。住所や生計の同一は問いません。なお、きょうだいは対象となりません。

Q16 子や親の承諾はどのようにとるのですか。

ファミリーシップの宣誓をしようとする子・親については、家族で十分相談された上で、15歳以上の方については自署した同意書を提出いただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申立てにより氏名の削除が可能ですが、15歳未満の方の場合は、15歳に達するまでは解消の申立てはできません。

Q17 プライバシーは守られますか。

宣誓に際しては、プライバシー保護のため個室をご用意することが可能ですのでご相談ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合があります。また、宣誓があったことやその内容については、受付担当部署のみで管理し、宣誓者の許可なく他部署に情報提供することはありません。

Q18 宣誓書等の記入は代筆でも認められますか。

文字を書くことが困難な場合は、代筆でも可能ですが、宣誓日当日は宣誓者ご本人の意思確認のため、同席が必要になります。また、代筆される場合には、代筆した方の署名・押印が必要になります。

Q19 通称は使用できますか。

性別違和等の理由がある場合は、通称を使用することができます。その場合には受領証や受領証カードに、戸籍上の氏名と併せて通称名も記載します。通称の使用を希望する場合は、日常生活において通称を使用していることが確認できる書類の写しを提出いただきます。

Q20 パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合はどうすればよいですか。

解消届並びに返還届と併せて受領証や受領証カードをご返還ください。解消はお一人の意思でも行うことができますが、受領証等が全て返還されない場合には、返還されるまでの期間、市ホームページ等で交付番号を公表いたしま

す。なお、ファミリーシップの解消の場合には、対象となる子・親の氏名を見え消して削除した後、受領証と受領証カードをお返しいたします。

Q21 市外に転出する場合はどうすればよいですか。

2人とも市外へ転出する場合は、返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。ただし、転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合、返還届の提出は不要です。

また、花巻市と連携を行っている自治体に転出される場合は、転入先の自治体で継続手続きを行うことで、花巻市への受領証の返還は不要となります。

(14 ページ参照)

Q22 花巻市から転出し、他自治体に転入した場合、受領証等を引き続き使うことはできますか。

この制度は自治体ごとに定めたものですので、花巻市が発行した受領証を転入先の自治体で引き続き使うことはできません。転入先の自治体がパートナーシップ制度等を実施している場合は、改めて手続きが必要です。なお、花巻市と連携を行っている自治体に転入される場合は、転入先で継続手続きを行ってください。

Q23 事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。

事前に要件や必要書類の確認を行うことにより、宣誓当日、スムーズに受領証等をお渡しするため、宣誓日（受領証等交付予定日）の事前予約と10日前までの書類提出をお願いするものです。

Q24 郵送での手続きはできますか。

事前の宣誓書類のご提出は窓口に直接お越し頂くか、郵送でも可能です。ただし、宣誓日当日は、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓者2人でご来庁ください。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。

Q25 代理人による手続きはできますか。

原則として代理人による手続きはできませんが、病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。

Q26 ファミリーシップの対象にする子どもや親も、手続きに連れて行く必要がありますか。

同席されることをファミリーシップ宣誓の条件とするものではありません。同席を希望される場合は、ぜひ、ご一緒にいでください。ファミリーシップの宣誓に当たっては、ご家族とよく相談の上、15歳以上の方からは、同意書をいただいてください。

Q27 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓自体に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類（住民票や戸籍抄本等）の交付手数料などは、自己負担となります。

Q29 土日など、休みの日に予約することはできますか。

宣誓の受付や受領証等の交付は、土日祝日や年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分までとなります。どうしても難しい場合にはご相談ください。

Q30 宣誓書類はどこで手に入れることができますか。

花巻市役所地域振興部地域づくり課（市役所本庁舎本館2階）に準備しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q31 受領証や受領証カードを紛失したらどうすればよいですか。

受領証や受領証カードを紛失したり、破損や汚損したりした場合は再発行ができます。様式第8号「再交付申請書」を提出してください。

その他、ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。



宣誓やその他手続きに必要な書類は、下記窓口に準備しているほか、花巻市ホームページよりダウンロードできます。

【担当】

花巻市地域振興部地域づくり課市民協働係
025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号
電話：0198-41-3514
メール：kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp
受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く
9時～16時30分



市ホームページ

III 利用できるサービス

12 利用できるサービス

【利用可能な主な市の行政サービス】

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
子育て世帯住宅取得奨励金	18歳未満の子と同居する世帯が2親等以内の親族の世帯と同居または近居、もしくは市が指定するエリアに居住する場合等に奨励金を交付する制度 パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)
定住促進住宅取得等補助金	県外からの移住者（子育て世帯）などが住宅取得した場合の補助金制度 パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)
若者世代等空き家取得奨励金等	空き家バンクから空き家を取得し居住した39歳以下又は県外からの移住者を対象に奨励金及び補助金を交付する制度 パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)
フラット35	住宅取得に際し市が財政的支援をする場合に、住宅ローン借入金利が一定期間引き下げられる制度 パートナーと連帯債務で借入申込が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)
結婚新生活支援補助金	結婚等に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用など）の支援を行う制度 パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。	定住推進課 定住推進係 (41-3516)

住民票の続柄を変更	世帯を同一にする場合、続柄を「縁故者」とすることができる。	市民登録課 市民登録第1係 (41-3547)
市営住宅への入居	市営住宅は、同居又は同居しようとする親族があることが入居要件の一つとなっている。 パートナーシップを結んだカップルも親族とみなして入居の申し込みが可能。	建築住宅課 住宅政策係 (41-3566)
特定公共賃貸住宅への入居	特定公共賃貸住宅は、同居又は同居しようとする親族があることが入居要件の一つとなっている。 パートナーシップを結んだカップルも親族とみなして入居の申し込みが可能。	建築住宅課 住宅政策係 (41-3566)
定住促進住宅への入居	定住促進住宅は、同居又は同居しようとする親族があることが入居要件の一つとなっている。 パートナーシップを結んだカップルも親族とみなして入居の申し込みが可能。	建築住宅課 住宅政策係 (41-3566)
介護保険・要介護認定・要支援認定申請の代行	パートナーが代理申請可能。	長寿福祉課 介護保険係 (41-3579)
湯のまちホット交流事業の利用申請	65歳以上の市民に対し、温泉の事業利用券を交付する制度 パートナーが代理申請可能。	長寿福祉課 高齢福祉係 (41-3576)
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の利用申請	概ね65歳以上の寝たきり高齢者（要介護4または5の方）を対象に寝具のクリーニングを行う制度 パートナーが同居の養護者として代理申請可能。	長寿福祉課 高齢福祉係 (41-3576)
訪問理容・美容サービス事業の利用申請	概ね65歳以上で、身体の障がいのため理髪店や美容院へ行くことが困難な方を対象に、理美容師が自宅へ出張する費用を市が負担する制度 パートナーが同居の養護者として代理申請可能。	長寿福祉課 高齢福祉係 (41-3576)

介護予防・生活支援サービス事業の利用申請	要支援1または2の認定を受けた方等を対象として、訪問型・通所型サービス等が提供される制度 パートナーが代理申請可能。	長寿福祉課 包括支援係 (41-3576)
花巻市SOSネットワークへの登録	認知症などにより高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期の発見・保護につなげるシステム。 パートナーシップ・ファミリーシップを結んだ家族が同意者として登録届出可能。	長寿福祉課 包括支援係 (41-3576)
高齢者GPS機器の導入費用の補助	認知症等が原因で行方不明になるおそれがある方を早期に発見・保護することにより、本人の安全確保やご家族等の負担軽減を図るため、GPS機器の導入費用を補助。 パートナーシップ・ファミリーシップを結んだ家族が申請可能。	長寿福祉課 包括支援係 (41-3576)
保育施設入所申込、教育・保育給付認定申請	保育所等の入所申込、子どものための教育・保育給付認定の申請等を、パートナーが保護者として代理申請可能。	こども課 保育管理係 (41-3150)
母子健康手帳交付	妊婦本人の代理交付対象として認定	こども家庭センター 母子保健係 (41-3609)

※上記は令和7年8月1日時点で市が提供できるサービスを掲載したものです。

最新の一覧については、市ホームページでご確認いただくか、地域づくり課
(電話 0198-41-3514)にお問い合わせください。

※制度を利用する場合、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。



市ホームページ

【利用可能な岩手県のサービス】

県営住宅の入居や、県立病院にパートナーが入院した場合の面会手続きのほか、病状説明等において、2人の関係性を確認する手段としてパートナーシップ宣誓書受領証が活用できます。詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

【主な利用可能サービス】

■県立病院等における面会手続、病状説明等

(担当：医事企画課 019-629-6342)

■県営住宅への入居

(担当：建築住宅課 019-629-5931)

■子育て応援パスポートの交付

(担当：子ども子育て支援室 019-629-5494)

※岩手県の利用可能なサービス一覧については、岩手県のホームページをご確認ください。

【岩手県の男女共同参画担当部署】

環境生活部若者女性協働推進室 019-629-5336

【利用可能な民間サービス】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となります。岩手県のホームページでは、岩手県が確認した県内の民間企業が提供できるサービスの一部を一覧にして掲載しております。

【岩手県内の企業が提供できるサービスの例】

- ・携帯電話会社の家族割引の適用
- ・保険について配偶者と同様の補償を提供
- ・生命保険の死亡保険金受取人の指定

※市からも、柔軟な対応について協力を依頼してまいります。

また、利用可能なサービス等について、随時市ホームページで情報提供いたします。



岩手県ホームページ



詳しくは、それぞれの企業等に
お問合せください。

IV 参考

13 各種相談窓口

●男女共同参画に関する全般的な相談窓口

相談窓口	連絡先等	受付時間等
岩手県男女共同参画センター 	・一般相談 (面接・電話) 019-606-1762	水・木曜日 10時～17時 金曜日 13時～19時 土・日曜日 12時～15時 ※月・火曜日、祝日は休み
	・男性相談 (面接・電話) 019-606-6891	毎月第2・第4土曜日 12時～15時 (お一人様 45分)
	・法律相談(面接) 019-606-1762	毎月第3木曜日 12時30分～16時30分 (お一人様 40分)
	・LGBT 相談 (面接・電話) 019-601-6891	火・金曜日 16時～19時 ※祝日は休み

岩手県男女共同参画センターでは、「性別や性的指向に悩んでいる」「配偶者・恋人から暴力を受けている」といった多様な性や男女共同参画に関する内容のほかに、職場の人間関係や生活で困っていることなどの相談も受け付けております。

相談内容によって受付時間や曜日が異なります。また、面接での相談は要予約となります。詳しくは岩手県男女共同参画センターのホームページよりご確認ください。

●DVに関する相談窓口

相談窓口	連絡先等	受付時間等
花巻市こども家庭センター 児童家庭係	41-3575	平日 9時～16時
DV相談+	0120-279-889 メール、チャット相談も可	24時間対応 ※チャット相談 平日 12時～22時 ※男性相談（毎週日曜 15時～21時は、専用回線で受付）
岩手県福祉総合相談センター	019-629-9610	平日 9時～16時 (要予約)
岩手県男女共同参画センター	上記のとおり	上記のとおり
もりおか女性センター	019-604-3304 メール相談も可	月・火・金曜日 10時～17時 水・木曜日 10時～20時 ※毎月第2火曜日、年末年始、祝祭日は休み

DV相談+



もりおか女性センター



14 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号。以下「法」という。）第3条及び第5条に基づき、多様な性を認め合う社会の実現に資するとともに、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の実施により法律上の婚姻制度を利用することが容易でない者の生活上の困難や生きづらさの軽減を図り、誰もが個人として尊重される地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 法第2条第1項に規定する「性的指向」をいう。
- (2) ジェンダーアイデンティティ 法第2条第2項に規定する「ジェンダーアイデンティティ」をいう。
- (3) 性的マイノリティ ジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる者又は性的指向が異性に限らない者をいう。
- (4) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。
- (5) ファミリーシップ パートナーシップにある2人が、子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）と家族として協力し合う関係をいう。
- (6) 宣誓 パートナーシップにある2人が、互いにパートナーシップ又はファミリーシップであることを、市長に対して誓うことをいう。

（相談窓口の設置）

第3条 市長は、性的マイノリティ、パートナーシップ又はファミリーシップであることを理由とする不当な差別によって権利が侵害された場合の相談を受けるため、窓口を置くものとする。

2 市長は、前項の相談を受けたときは、関係機関と連携してこれに適切に対応するよう努めるものとする。

（施策の実施）

第4条 市は、花巻市男女共同参画推進条例（平成18年花巻市条例第13号）第8条に規定する基本計画に基づき、多様な性の理解の推進に係る施策を実施するものとし、市長は、当該施策の実施について、同条例第13条に規定する花巻市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

（市民及び事業者への情報発信）

第5条 市長は、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への情報発信に努めるものとする。

（宣誓の方法等）

- 第6条 パートナーシップの宣誓は、宣誓をしようとする者の連名により、これを行う。
- 2 ファミリーシップの宣誓は、前項の規定によるパートナーシップの宣誓と同時又はパートナーシップの宣誓が有効である期間において、宣誓をしようとする者の連名により、これを行う。
- 3 市長は、第1項又は前項の規定による宣誓があった場合は、宣誓をしたそれぞれの者に対して、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付するものとする。

（宣誓の要件）

第7条 前条第1項の規定によるパートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方若しくは双方が市の区域内に住所を有し、又は宣誓した日（第12条において「宣誓日」という。）から3か月を経過する日までに市の区域内へ転入を予定していること。
 - (3) 配偶者（法律上の婚姻関係にある者をいう。）がないこと。
 - (4) 共に宣誓をしようとする者以外に、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
 - (5) 共に宣誓をしようとする者以外に、パートナーシップ（前2号に該当する者を除く。）にある者がいないこと。
 - (6) 共に宣誓をしようとする者が、近親者（直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。）でないこと（養子縁組による場合を除く。）。
 - (7) 過去に第12条第1項第1号又は第2号の規定により宣誓書（前条の規定により宣誓をしようとする者の連名により提出する書面をいう。以下同じ。）が無効となつたことがないこと。
- 2 前条第2項の規定によるファミリーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (1) 前条第1項の規定によるパートナーシップの宣誓をしていること（パートナーシップの宣誓と同時にファミリーシップの宣誓をする場合を含む。）。
 - (2) ファミリーシップの対象とする15歳以上である子及び親について、その者の同意を得ていること。

（通称の使用）

第8条 宣誓をしようとする者が、通称（戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に使用しているものをいう。以下この条において同じ。）の使用を希望し、市長が必要と認めるときは、宣誓書において、戸籍上の氏名と併せて通称を使用することができる。

（パートナーシップ及びファミリーシップの解消）

- 第9条 第6条第1項の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）は、一方又は双方がパートナーシップを解消する旨の意思表示をしたときは、市長にパートナーシップの解消を届け出なければならない。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、ファミリーシップの解消について、市長に届け出なければならない。
- (1) 一方又は双方がパートナーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。
 - (2) 一方又は双方がファミリーシップの対象者とファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。
- 3 前2項の規定による届け出をした者は、速やかに受領証を市長に返還しなければならない。

（子又は親の氏名の削除）

第10条 ファミリーシップの対象者（15歳以上の子又は親に限る。）は、宣誓書の記載事項から当該子又は親の氏名を削除する申立てをすることができる。

（受領証の返還）

- 第11条 受領証の交付を受けた宣誓者が、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証の返還について市長に届け出なければならない。
- (1) 宣誓者の双方が市の区域内に住所を有しなくなったとき（転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市の区域外へ住所を異動する場合を除く。）。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方又は双方が婚姻の届出を出したとき。
- 2 前項の規定による届出をした者は、速やかに受領証を市長に返還しなければならない。
- 3 第1項第2号に該当する場合において、宣誓者が引き続き受領証の保持を希望するときは、市長は、前項により返還された受領証に死亡した翌日以降使用できない旨を明示した上で、当該受領証を交付することができる。

（宣誓書の無効等）

- 第12条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓者が提出した宣誓書を無効とする。
- (1) 虚偽その他不正な方法により受領証の交付を受けたとき。
 - (2) 受領証を不正に使用したとき。
 - (3) 宣誓日に宣誓者の双方が市の区域内に住所を有していない場合において、宣誓日から起算して3か月を経過する日までに、宣誓者のいずれも市の区域内に転入していないとき。
- 2 市長は、前項第1号又は第2号に該当する者に受領証の返還を求めるものとする。

3 前項の規定により受領証の返還を求められた宣誓者は、既に交付されている受領証を速やかに市長に返還しなければならない。

(宣誓書の記載事項変更)

第13条 宣誓者は、宣誓書の記載事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、変更の届出をしなければならない。

- (1) 戸籍上の氏名を変更したとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 新たに通称名の使用を希望するとき。
- (4) 使用している通称名を変更するとき。
- (5) ファミリーシップの対象者が死亡したとき。

(番号の公表)

第14条 市長は、第9条、第11条及び第12条の規定により返還されるべき受領証が返還されるまでの期間において、当該受領証の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表する。

(受領証の交付証明)

第15条 市長は、受領証の交付を受けた者から、当該受領証の交付を受けていることの証明を求められたときは、受領証交付済証明書を交付するものとする。

(自治体との相互連携)

第16条 相互連携を図る自治体（市長が認めるものに限る。第3項において「連携自治体」という。）から受領証に準じる書面の交付を受けて市の区域内に転入した者（次項及び第3項において「宣誓転入者」という。）であって、本市においてもパートナーシップ又はファミリーシップの継続を希望する者は、受領証の交付を求めることができる。この場合において、第6条第1項及び第2項に規定する宣誓を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による受領証の交付の求めがあった場合は、受領証を宣誓転入者に交付するものとする。

3 市長は、宣誓者又は宣誓転入者が市の区域外に住所を異動し、連携自治体へパートナーシップ又はファミリーシップの継続申告に係る書類を提出した場合は、第11条に規定する受領証の返還がされたものとみなす。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(花巻市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 花巻市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

第13条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（令和6年花巻市条例第34号）第4条の規定による意見の求めに応じ、多様な性の理解の推進に係る施策の実施に關すること。

15 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度 に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（令和6年花巻市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(宣誓の方法)

第3条 条例第6条第1項の規定によりパートナーシップの宣誓をしようとする者は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（様式第1号。次項及び次条において「届書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類
 - (3) 宣誓をしようとする者双方が市の区域内に住所を有していない場合にあっては、少なくともいすれか一方の市の区域内への転入の予定を確認することができる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 条例第6条第2項の規定によりファミリーシップの宣誓をしようとする者は、届書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- (1) ファミリーシップの対象としようとする子又は親の戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他の親子関係にあることを証明する書類
 - (2) ファミリーシップの対象としようとする子（宣誓をしようとする日において15歳以上の者に限る。）又は親の同意書（様式第2号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項各号及び前項各号に掲げる書類を審査し、条例第7条各号に掲げる要件を満たしていると認めたときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。
- 4 宣誓をしようとする者は、市の職員の面前で花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第3号。以下この項及び第10条見出しにおいて「宣誓書」という。）に署名しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない事情があると市長が認めたときは、当該宣誓をしようとする者の立会いのもと、当該宣誓をしようとする者に代わって当該宣誓をしようとする者が認められた者が署名することができる。
- 5 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする日に、本人であることを明らかにするために次に掲げるいずれかの書類（第6条及び第14条において「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。
- (1) 運転免許証
 - (2) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第14条において同じ。）
 - (3) 旅券
 - (4) 在留カード
 - (5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（本人の写真が貼付されたものであって、宣誓をした時点において有効であるものに限る。）又はこれらに準じるものとして市長が適当と認めたもの

(通称の使用)

第4条 条例第8条の規定により、パートナーシップの宣誓において通称の使用を希望する者は、戸籍上の氏名（外国人にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名）及び使用する通称を届書に記載するとともに、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

(受領証等の交付等)

第5条 市長は、条例第6条第1項又は第2項に基づく宣誓をした者に対し、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第4号）及び花巻市パートナーシップ・フ

アミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第5号）（以下これらを総称して「受領証等」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓日において、宣誓者の双方が市の区域内に住所を有していないときは、市長は、受領証等に代わり、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第6号。次項及び第4項において「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。
- 3 転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から起算して3か月を経過する日までとする。
- 4 転入予定受付票の交付を受けた者が転入したときは、転入をした日から14日以内に、転入予定受付票及び転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書（様式第7号。次項において「転入完了申出書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、転入完了申出書が提出されたときは、受領証等を交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第6条 受領証等の交付を受けた宣誓者が、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第8号）により、市長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、本人であることを明らかにするために、本人確認書類を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による再交付の申請があったときは、その内容を審査し、再交付すべきであると認めたときは、受領証等を再交付するものとする。
- 4 前項の規定により、受領証等の再交付を受けた者のうち、再交付後に紛失した受領証等を発見した者は、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

（解消届）

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定によりパートナーシップ又はファミリーシップを解消しようとする宣誓者の方又は双方は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓解消届（様式第9号。第3項において「解消届」という。）を市長に届け出なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によるパートナーシップ又はファミリーシップの解消について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、解消届の届出がなされたときは、その届出により解消されたパートナーシップ又はファミリーシップについて、第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、ファミリーシップの解消の場合には、解消した子又は親の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。
- 4 市長は、条例第9条第3項に規定する場合において、相当の期間、第9条第1項に規定する返還届の提出がないときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

（子又は親の氏名の削除）

第8条 条例第10条の規定により申立てをしようとするファミリーシップの対象者は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第10号。第3項において「申立書」という。）を市長に届け出なければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による子又は親の氏名の削除について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「申立て」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、申立書の届出がなされたときは、第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、申立書を届け出た当該子又は親の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、条例第9条、第11条及び第12条の規定により受領証を返還しなければならないとされた場合には、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第11号）に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による受領証等の返還について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。

（宣誓書の記載事項変更）

第10条 宣誓者は、条例第13条に基づく変更の届出を行う場合には、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第12号。第3項において「変更届」という。）に、必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による記載事項変更について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、変更届の届出がなされたときは、その届出により記載事項が変更となるパートナーシップ又はファミリーシップについて、第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、記載事項を変更した受領証等を交付するものとする。

(紛失届)

- 第11条 条例第9条第3項、第11条第2項及び第12条第2項の場合において、宣誓者は、受領証等を紛失し、返還することができないときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等紛失届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による紛失の届出について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。

(受領証の交付証明)

- 第12条 市長は、条例第15条に基づき、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付済証明願（様式第14号）により、当該受領証の交付を受けていることの証明を求められたときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付済証明書（様式第15号）を交付するものとする。
- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による受領証の交付証明について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「証明書の交付を申請」と読み替えるものとする。

(台帳の整備)

- 第13条 市長は、受領証等の交付状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(自治体との相互連携)

- 第14条 条例第16条第1項の規定による受領証の交付を受けようとする宣誓転入者は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 連携自治体が宣誓転入者に対し交付した宣誓したことを証する書類
 - (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 宣誓転入者は、次のいずれかの本人確認書類を提示しなければならない。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 個人番号カード
 - (3) 旅券
 - (4) 在留カード
 - (5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（本人の写真が貼付されたものであって、転入をした時点において有効であるものに限る。）又はこれらに準じるものとして市長が適当と認めたもの
- 3 市長は、条例第16条第1項に基づき受領証の交付を求めた者に対し、受領証等を交付するものとする。
- 4 市長は、宣誓転入者から第1項第1号に規定する書類の提出があった場合は、遅滞なく転出元である連携自治体に通知する。

(委任)

- 第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック
花巻市地域振興部地域づくり課市民協働係
025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号
花巻市役所本庁舎本館2階
電話：0198-41-3514
メール：kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp